

第 11 期生涯学習分科会における議論の整理（素案）

< 目 次 >

はじめに

1 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

2 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

- 1) 生涯学習と社会教育
- 2) ウェルビーイングの実現
- 3) 地域コミュニティの基盤としての役割
- 4) 社会的包摂の実現を図る役割

3 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

- 1) 公民館等の社会教育施設の機能強化、デジタル社会への対応
- 2) 社会教育主事、社会教育士等の社会教育人材の一層の活用
- 3) 地域と学校の連携・協働の推進
- 4) リカレント教育の推進
- 5) 障害者等の生涯学習の推進
- 6) 国・地方公共団体が果たすべき役割

おわりに

はじめに

- 生涯学習分科会の第10期に当たる時期（平成31年4月～令和2年8月）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が社会的な課題となる中、「学びを止めない」ためのGIGAスクール構想の実現に向けた学校教育の環境整備が全国的に進められるという状況であった。これを背景として、新型コロナウイルス感染症対策が社会教育に与える影響やデジタル・ディバイドの解消などが課題として提起された。また、自然災害による国民の生命・財産への被害が激甚化し頻発する中、住民の主体的な参加を得て、防災等に関して必要な知識を得たりリスクコミュニケーションを図ったりできる機会を設ける「命を守る」生涯学習や、社会教育を通じて住民の生きる意欲を支えることの重要性も強く認識されていた。
- そうした社会の変化に対応して、第10期においては、「命を守り、誰一人として取り残すことのない社会の実現」を目指し、社会的包摂を実現するための生涯学習・社会教育の在り方等について、審議を行い、議論の整理をとりまとめた。
- また、中央教育審議会においては、令和4年2月、次期教育振興基本計画の策定に向けた諮問が行われ、2040年以降の社会を見据え、超スマート社会（Society5.0）に対応するためのリカレント教育、共生社会の実現に向けた社会的包摂の推進、誰一人取り残されずウェルビーイングが実現されるように制度等の在り方を考える必要性など、本分科会における議論とも大いに関連する内容の審議が進められている。
- 本分科会では、第10期生涯学習分科会までの審議を基盤としつつ、その後の社会的な変化も踏まえ、次期教育振興基本計画の策定にも資するよう、生涯学習・社会教育が果たしうる現代的な役割を明確にするとともに、社会教育の担い手となる社会教育主事・社会教育士や公民館等の社会教育施設に関する今後必要と考えられる推進方策について整理を行った。

1. 生涯学習・社会教育¹をめぐる現状・課題

- 人生 100 年時代、Society5.0 の到来、DX の急速な進展、新型コロナウイルス感染症への対応など、社会が急速な変化を続けており、VUCA²の時代とも呼ばれる予測困難な時代を迎えている。

(世帯構成・ライフスタイルの変化)

- 人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化、これらを背景とした単身世帯や単身高齢者の増加といった社会環境の劇的な変化が進み、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」は希薄化していることが指摘されている。また、我が国の社会生活を一変させた新型コロナウイルス感染拡大は、それまでの社会環境の変化等により孤独・孤立を感じやすくなっていた社会において内在していた孤独・孤立の問題を顕在化させ、あるいは一層深刻化させる契機になったと考えられる。さらに、インターネットの普及等に伴う情報通信社会の急速な進展等により、国民の生活環境やライフスタイルは急速に変化してきている。こうした社会の変化に対応すべく、貧困対策、孤独・孤立対策、デジタル技術を活用した地方創生などに関する政府としての取組が進められている。

(誰一人として取り残さない、社会的包摂)

- 世界的な気候変動やエネルギー問題等の国際的な社会的課題や、国際的な平和や秩序が脅かされたり、難民が増加したりしている状況についても、個人の生活にとってより身近な問題として影響を与えている。
- そうした社会的課題に関し、2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) として 17 のゴール・169 のターゲットから構成される国際目標が記載されている。この目標は、誰一人として取り残さない「包摂性」、全てのステークホルダーが役割を持つ「参画性」、社会・経済・環境に統合的に取り組む「統合性」が特徴とされており、目標のひとつに「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが挙げられている。また、このアジェンダの前文においては、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す」ことが記載されている。
- このような時代において、生涯学習・社会教育を基盤として、持続可能で安心・安全に暮らせる社会を実現していくためには、生涯学習・社会教育の現代的な役割を再確認するとともに、困難を抱える家庭や子供たち、外国人、障害のある方やその家族、社会的に孤立しがちな若者や高齢者など、困難な立場に置かれている者の社会的包摂の実現を推進することが必要である。

(人生 100 年時代における学習の重要性)

¹ 教育基本法第 3 条では、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。生涯学習は、社会教育や学校教育を通じた意図的・組織的な学習はもちろん、個人の学習や様々な活動から得られる意図的ではない学習も含む幅広い概念である。

その中で、社会教育は、社会教育法第 2 条において、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動 (体育及びレクリエーションの活動を含む)」と定義されるとおり、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものである。(中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (答申) (平成 30 年 12 月 21 日)」より)

² Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性) の頭文字を取って「VUCA」と呼ばれる。

- このような社会の構造的な変容に対応するため、社会人の学び直しをはじめとする生涯学習の必要性が増大している。人生 100 年時代には、「高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要」があり、特に、社会的な課題の解決に向けて生活基盤を確かなものとする上で「学校教育以外の学び」の重要性が再認識されている。

社会人の学習には、転職・就職や業務上の課題解決につながる知識の習得、既存の固定観念にとらわれない問題の発見・設定、近しい興味・関心を持つ仲間と交流する機会の獲得などの様々なメリットがある。他方で、自らの意思で学習し、様々な学びを積み重ねていく学習習慣がある社会人は少数派であるとの調査結果も見られる。

- 前述の通り、グローバル化やデジタル化の波が日常生活レベルにも押し寄せ、浸透してきたことに伴い、社会の大きな変動の影響が、個人にも一層直接的に及ぶようになってきている。このような社会においては、行政による対応の客体としてではなく、自治的・民主的な住民の一員として、社会参加と主体的な判断や行動が求められるようになるため、その意味でも地域における社会教育を通じて、また、実際の社会参画を通じて、必要な資質等を身に付けていく必要性が増大してきている。

(学校と地域との連携)

- 学校教育においても、「令和の日本型学校教育」の構築に向けて、学校と地域住民等が、連携・協働し、相互にパートナーとして、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要とされている。このように学校と地域住民が一体となり、いわば学びを支える地域コミュニティとしての結びつきを強めていくことは、学校教育を支える上でだけでなく、社会教育の振興を図る上でも、前述の自治的・民主的な住民としての社会参画を進める上でも、極めて重要である。

(地域コミュニティに係る政策と生涯学習・社会教育の連携)

- 教育分野以外にも目を向ければ、実際に、各省庁の政策的動向に共通してみられる傾向として、国民の生活基盤である「地域コミュニティ」に着目した施策（福祉・農村振興・防災等）が展開されているところであり、さらに、これらの施策においては、生涯学習・社会教育との連携が図られている。

- こうした多様な主体と生涯学習・社会教育との連携・協働が求められている現況下では、地域住民による学びの成果を地域課題の解決やまちづくり等につなげていくことができる実践的な能力を持つ人材の重要性・必要性は極めて高いと考えられる。しかし、残念ながら、教育委員会において社会教育行政の中核を担う社会教育主事の配置人数は減少傾向にある。

(オンラインを活用した学習の重要性)

- 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、学習活動に関してもデジタル化・オンライン化の取組が進んだ地域が見られた。こうした取組の進展は、社会的包摂の実現において有用であることは言うまでもないが、社会教育のより幅広い場面において、対面・集合形式の学習活動に捉われないデジタル技術の活用を促進を図ることが社会教育の裾野を広げ、その振興に資するものと考えられる。

2 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

～より良く生きようとする一人一人の意思を尊重しながら、共に学び、支えあう生涯学習・社会教育～

1) 生涯学習と社会教育

※こうした変化の激しい社会にあって、生涯学習・社会教育が果たしうる今日的な役割として、提示すべきポイントはどのようなものか。

<生涯学習について>

- 教育基本法第3条においては、国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会、すなわち、生涯学習社会の実現が図られなければならないことが生涯学習の理念として記載されている。
- 生涯学習は、一人一人がより豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本として、生涯を通じて行うものである。VUCAの時代とも呼ばれる予測困難な時代において社会参画を果たしていくためには、児童期や青年期に学校教育を受けた後も、職業や生活に必要な知識を身に付けるために人生の諸段階に応じて必要となるものであり、いわば個人の人生を支え、自己実現を図る上で、重要な役割を果たすものである。個人が置かれた状況に応じて、学び直しをしながら社会参画を繰り返していける社会の実現が望まれる。
- また、生涯学習においては、多様な年代、属性の他者と共に学ぶことも多く、そうした他者との関係性の中でより豊かな学びにつながるものであることから、ウェルビーイングの実現と密接不可分なものであると考えられる。

<社会教育について>

- 本来、社会教育は、地域コミュニティの構成員である住民が共に学ぶものであり、地域づくりの営みという性格を強く持っている。また、社会教育として学ぶ内容は、学校教育で取り扱われる内容の範疇に留まらない広範なテーマを取り入れることができる。住民自身が学びたい意思を持ち、学ぶ内容に関する当事者となり、その学習の成果が地域における活動に還元されるような循環が社会教育において生まれることが期待される。
- 近年、防災、福祉、産業振興、文化交流など広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その政策課題・地域課題の解決に向けて、様々な省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。その中では、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備することや、住民に身近な圏域を中心として人と人、人と場所をつなぐことなどが必要とされ、また、住民の学びや活動の拠点として、社会教育及び社会教育施設が捉えられてきている。従来から、学びを通じて「ひとづくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生むという社会教育が担ってきた機能が重要視されている点に改めて着目すべきである。
- 社会教育の振興を図ることは、国・地方公共団体が取り扱う多くの政策分野で考えられているコミュニティ施策による課題解決を支えるものという点で重要なものであることはもちろんであるが、さらに、未来志向で「こうありたい自分、こうありたい地域の姿」を住民自治の観点から考え、そのために必要な学びをその成果の還元とが循環する社会教育を基盤とした地域コミュニティが形成されれば、様々な課題が大きな社会問題となる前に地域で解決されていくことが期待される。このように、社会教育は持続的な地域コミュニティの基盤として不可欠なものであると考えられる。

2) ウェルビーイングの実現

- ウェルビーイング³に関しては、「次期教育振興基本計画の策定について（諮問）」（令和4年2月7日中央教育審議会）において、「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように、制度等の在り方を考えていく必要」があるとされている。
- 学びあう、教えあう、助け合う、励ましあうといった相互性に支えられながら、一人一人が主体的・持続的に学んでいくという生涯学習は、多様なウェルビーイングを実現するような場を自らも他者と共に形成していく上で、中核となるものである。
- ウェルビーイングの実現を目指した学びの前提として、一人一人が個性を持ち、それぞれの在り方でウェルビーイングを実現することができるという多様性を認め合うことが重要となる。個性や多様性を尊重することとは、個人の自由意思に任せて何も働きかけなくて良いということではない。人は皆より良く生きようという意思を持っているとの認識に立つとともに、その意思が尊重され、多様な価値観が共存しながら個人と集団のウェルビーイングの実現を可能にするような学びの場を目指していく環境づくりが重要である。
- ウェルビーイングの実現を目指すに当たっては、「個人」に着目するだけでなく、その個人の家族・友人をはじめ日常的に関係を持つ「他者」、その個人が住む地域・国といった個人が置かれている「場（文化・環境）」に着目することが重要である。「個人」はその個人が置かれている「場」や「他者」の影響を大いに受け、また、「個人」の状態はその個人の置かれている「場」や周囲の「他者」に影響を与えるという相互の関係性があり、切り離して考えることができないためである。
- 生涯学習の観点から、生涯にわたる個人の成長を目的とする学習を考えた場合、個人の人生の各時期に応じて生じる課題は異なるため、各個人・各時期において異なる様々なニーズに応じて学習し、生じた課題を解決することで個人のウェルビーイングにつながると考えられている。また、国際社会、国家、地域社会など様々なレベルで今日的な課題とされているテーマに関する学習を考えた場合、その学習によって個人の置かれている「場（文化・環境）」の状態が改善する結果につながることで個人のウェルビーイングに影響を与えるものと考えられる。
学校教育、社会教育、家庭教育を含む、広い意味での学習機会を通じて、人生の各場面で生じる各個人の課題に対応した学習機会が保障され、また、社会的な課題に関する学習機会が保障され、個人の意思に基づく学習が持続的な活動として行われていく生涯学習社会の実現を目指す取組を今後もより一層進めていかなければならない。
- 生涯学習のための学習機会の保障の観点からは、学校教育以外の学びの機会の充実が必要不可欠である。特に、社会の変化に対応して必要となるリテラシーの習得、職業に関連するリスキリングなどの社会人を対象とした職業能力等の向上を目的としたリカレント教育⁴にとどまらず、

³ 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和3年6月教育再生実行会議）では、「ポストコロナ期における新たな学びの在り方を考えていくに当たって、こうした課題を解決するためには、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング（Well-being）の理念の実現を目指すことが重要であるとの結論に至りました。」とある。

⁴ 「リカレント教育」とは、元来はいつでも学び直しができるシステムという広い意味を持つもので、一般的には、社会人等を対象とした職業能力等の向上や社会参画に必要な実践的な教育を意味するものと言われており、人生100年時代の到来や技術革新の進展等の中では、一人ひとりが人生を再設計し、キャリアアップやキャリアチェンジに求められる能力・スキルを身に付けるためにリカレント教育は重要なものとなっている。

自己実現を図る上で必要となる学習等も含めた広い意味でのリカレント教育を、個々人のニーズに応じて受けられる機会の充実を図ることが重要である。

3) 地域コミュニティの基盤としての役割

- 前述のとおり、生涯学習社会の基盤となるのは、個人の成長のみならず、地域社会の発展も含めたウェルビーイングの実現を支える地域コミュニティであり、個人を支える場と場を支える個人の相互作用の循環が重要である。このような認識の下で、個人の成長だけでなく、それを支える場づくりもターゲットにすることは、持続性の観点からも有効である。
- 社会教育は、個人の教養の向上や生活文化の振興のみならず、人々の生活基盤を形成する「学び」の実践を核とした地域づくりのための営みという性格を強く持っており、一般行政の基盤ともなる社会基盤形成の役割を担ってきた。
- 福祉、防災、農山漁村振興等、様々な分野において地域コミュニティに着目した施策展開がなされており、いずれも地域住民の「学び」が重要な役割を担うことから、関連施策と連携しながら地域づくりに資する社会教育の振興方策を講ずることが重要である。その際、他分野の施策を実現する手段としての連携にとどまらず、関連施策を主導する視点に立つ必要がある。
- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画することは、社会に開かれた教育課程の実現を図る各学校の教育課程の改善・充実など効果的な学校運営につながるとともに、参画する者のそれまでの学びを活かせる場ともなり、学校を核とした地域づくりにもつながる。その上で、両者を一体的に推進することは、学校教育のためのものとしてだけではなく、子供やその親である若い世代の者が地域コミュニティに参画し、社会教育との繋がりを持つようになる上で重要な役割を果たすものにとらえることが重要である。

4) 社会的包摂の実現を図る役割

- 共生社会とは、人権への配慮をはじめとして、様々な他者を尊重することを含めた自他の適切な関係性の下で、それぞれの自己の生き方の実現を共に図っていく、いわば「生きる」を共にする」ような社会である。
- 社会教育は、歴史的には立場の弱い人などに対して学習機会を提供する役割も果たしていた。共生社会の実現を目指す上で、社会参加に制約のある高齢者、障害者、女性、外国人、孤独・孤立の状況にある者などを含め、誰一人として取り残されることのない社会的包摂の実現に向け、関係機関との連携や ICT の利用により、必要な生涯学習・社会教育の機会を提供することが重要である。その際、社会的参加に制約のある者向けの学習機会の充実を図るのみならず、内容に応じて、それ以外の者も含め共に学ぶことができる場の充実や環境の整備を図ることも重要である。

5

⁵ 北欧には、通常の学校制度の枠組み外に宿泊型のノンフォーマル教育機関として「フォークハイスクール」(folk high-school)がある。入学資格はなく、短期コース(2週間から数か月)と長期コース(1年から3年)まで幅があるフレックスな生涯学習施設。教育内容や方法は時代に応じて変化しており、病気や障害のために学びを中断しなければならなかった人が進学するため後中等教育レベルの内容を学び直すコースや就労するためのコースのニーズにも対応している例がある。もともとは全寮制であったが、近年は通学制・通信制の導入例も見られる。

- また、デジタル社会においてデジタル・ディバイドの解消は喫緊の課題である。地理的な制約、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、豊かさを実感できることが重要であり、デジタルを介した格差や分断が生まれないよう十分に留意してデジタル化を実現することも求められる。

- 特に障害者に関しては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律⁶において、いわゆる合理的配慮が求められている。こうした合理的配慮がなされることは、例えば、アクセシビリティに関して、当初から包括的に配慮した対応をすることが、障害のない者にとっての利便性の向上にも資するなど、あらゆる人にメリットをもたらすことに繋がりうるものであることを踏まえ、その一層の推進を図ることが重要である。

⁶ 平成二十五年法律第六十五号

3 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

上記のような現状・課題等に対応して、生涯学習・社会教育がその役割を果たしていけるよう、以下のような方策を推進する必要がある。

1) 公民館等の社会教育施設の機能強化、デジタル社会への対応

- 公民館等の社会教育施設のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点からは、生涯学習・社会教育の場としてだけでなく、関連施設・施策との連携を進め、公民館への社会教育士の配置を進めることなどが必要である。また、地域の実情に応じて、学校や公民館、図書館等の複合化・集約化、社会教育等における学校施設の活用促進を図ることなども、地域コミュニティ全体の連携機能を強化する有効な方策の一つと考えられる。さらに、デジタル化が進展する社会においては、リアルに集うことができる場所としての役割の重要性が増しており、オンラインによる講座等の提供の推進とともに、住民同士が対面でつながる機会を持つことの双方を重視することも重要である。
- また、公民館等の社会教育施設を活用した地域の教育力向上を図るためには、前述の生涯学習・社会教育が果たしうる役割を踏まえ、社会的包摂の実現や地域コミュニティづくり、地域課題の解決等において社会教育施設が果たすべき役割を明確化することが重要である。
- さらに、デジタル社会の利点を最大限活用できるよう、社会教育施設への PC 等の機器導入、Wi-fi 環境整備等⁷のデジタル基盤の強化によって、社会参加に制約のある人を含めた利用者の学習機会の充実を図ることが重要である。また、公民館や図書館におけるデジタル・ディバイド解消など社会的包摂に関連する取組を推進することも重要である。その際、地域課題解決のための学びを ICT を活用して幅広く実施し、それを通じた地域のつながりづくり、地域人材の育成等を推進する側面や、単にデバイスの操作スキルにとどまらず、多くの情報から正しい情報を適切に取捨選択・活用し、社会の良き担い手として行動できる資質や規範意識の涵養などの側面にも配慮すべきである。
- 図書館については、令和3年の著作権法の一部改正を受けて、各図書館等による図書館資料のメール送信等が可能となること等も踏まえ、著作物の権利者や関連産業の発展にも配慮しつつ、地域住民の更なる自主的な学習を支援することが重要である。また、図書館においてデジタル・ディバイドの解消のための講座を実施することなど、社会のデジタル化に対応した図書館サービスを提供することが重要である。
- 障害者の生涯学習の支援や子どもの貧困等に対応した活動の充実、多様性の包摂や多世代の交流の促進等を図るため、社会教育施設において学習機会の提供や指導者・支援者等の養成・研修等を単館で行うような「自前主義」から脱却していくことが重要である。例えば、他の社会教育施設や都道府県・市町村の担当部局、地域の高等教育機関と連携して行うこと、地域の高校生・大学生等の参画を得られるよう学校と連携して行うことなど、社会教育施設と他機関との連携を一層推進することが重要である。

2) 社会教育主事、社会教育士等の社会教育人材の一層の活用

⁷ 第2回デジタル田園都市国家構想実現会議（令和3年12月28日）資料においては、公民館DXの三種の神器として、スマートロック（予約機能付）、Wi-Fi（高速ネット環境）、スマート会議室が挙げられている。

- 社会教育主事は、社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割が期待されている。
社会教育主事資格は、社会教育活動に携わる上で有益な能力を身に付けることができる資格として広く社会教育関係者に認識されているものの、平成8年以降、都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数は減少の一途をたどっており、市町村における社会教育主事の配置率は平成30年の社会教育調査では5割を下回っている現状が見られる。
- しかし、社会教育主事は、「学びのオーガナイザー」として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組についてもけん引する役割を果たすことが期待されるものであることを踏まえれば、地域における課題に応じた関連部局・団体や関連施策との連携・調整役として社会教育主事の配置を促進する必要がある
- また、令和2年度から、社会教育主事の資格取得に係る社会教育主事講習又は社会教育主事養成課程の修了者については、社会の多様な分野における学習活動でも広く活用されるよう、社会教育士と称することができることとする制度改正がなされており、令和2年度からの2年間で2,000人以上の社会教育士が誕生している。
- 令和2年度、令和3年度に社会教育士の称号を取得した者等を対象に活動状況等に関するアンケート調査を実施しており、その結果を踏まえ、今後、社会教育士の称号を取得した者が活躍することができる環境整備や、民間企業やNPOの職員等の多様な者が社会教育に携わる機会の拡大を図ることが重要である。
- これらの状況を踏まえ、引き続き、地域の教育力向上による地域コミュニティ構築に資する取組を推進するため、社会教育人材の量的な拡大を進める必要がある。そのため、例えば、公民館や地域学校協働活動推進員への社会教育士の配置・登用の促進や、社会教育士の称号保有者をネットワーク化すること等による学校や民間企業など教育委員会の事務局以外の社会教育士の活用促進、過去に社会教育主事であった者が講習を追加で受講して社会教育士の称号を取得することを推奨するなどの取組を進めていく必要がある。また、社会教育士に関する実態を把握した上で、社会教育人材の在り方についての検討が更に求められることから、社会教育士の役割の明確化、新たに社会教育主事講習の受講を希望する者のニーズに対応して十分な講習を行うことができるようオンラインを活用した講習の実施、社会教育士の称号付与要件などについて検討を進めていく必要がある。
- また、社会教育主事・社会教育士が、ICTスキル等の時代の変化に対応した資質・能力を身に付けることを目的とした継続的な学習機会を設けるための取組や、社会教育士の活動に関する優良事例の展開を検討していく必要がある。

3) 地域と学校の連携・協働の推進

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進することは、コミュニティ・スクールが地域とともにある学校づくりに資するだけでなく、いじめや不登校等の子供たちを取り巻く様々な課題の解決に資するとともに、地域の課題解決のためのプラットフォームとしての役割も担うことから、コミュニティ・スクールに関する十分な理解、相互の信頼関係の下、全国的に導入を加速していく必要がある。

- コミュニティ・スクールの導入促進と併せて、地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化や保護者、PTA 活動の経験者、企業関係者などの多様な地域住民の参画を進めることにより、①学校と地域との連携・協働を通じた教育活動の充実や学校における働き方改革などに資する効果的な学校運営や、②子供たちや地域の課題に対応した多様な教育活動を推進する必要がある。
- その際、令和4年2月に公表された「教育進化のための改革ビジョン」も踏まえ、学校内外での豊かな体験機会等の充実を図るため、企業等とのより一層の連携を推進する必要がある。
- また、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、PTA 活動に参画することは、保護者や地域住民等の当事者意識や参画意識を高め、これまで培った知識や技術を学校や地域の課題解決に活かせる自己実現の場、または仲間との生きがいがいづくりの場にもなっている。
- 上記の取組を含め、幼児教育から高等教育を含む学校教育や家庭教育支援を含む社会教育、保育等の福祉、地域コミュニティとの関係について、好事例の横展開が図られ、全国で取組が進むことが望まれる。
- なお、現在、学校の働き方改革の観点や、地域におけるスポーツ環境の在り方等の観点から、部活動の地域移行について議論がなされているところであるが、地域の実情に応じて、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を積極的に行うことが求められる。

4) リカレント教育の推進

- リカレント教育は、生涯にわたる学習を支えるものとして、その振興を図ることが重要であるが、社会人になってからも学びを継続する上では、学びの習慣があるか否かの影響が極めて大きい。このため、学校教育、社会教育、家庭教育などあらゆる教育の場面において、学びの習慣を身につけることの重要性の認識が共有される必要がある。
- リカレント教育には、前述の通り、社会の変化に対応して必要となるリテラシーの習得、職業に関連するリスキリングなどの社会人を対象とした職業能力等の向上を目的としたリカレント教育のほか、より広い意味で、教養を磨いたり、属性が異なる多様な人々と出会ったり、自己実現を図る上で必要となる学習をしたりするためのものもある。これらの提供主体としては、大学や専門学校などの教育機関のほか、公民館などの社会教育施設、さらに、民間にも様々な提供主体が存在する。
- このうち、公民館などの社会教育施設が提供する教育については、現在も地域のニーズを踏まえながら提供するプログラムが検討されているところであるが、例えば、デジタル・ディバイドの解消を図るものなど、住民が社会参加を図る上で必要となるものについては、十分な機会が提供されるよう特に配慮が必要である。
- また、大学等では、教養的な内容のものやリテラシーレベルのもののほか、大学の特性を生かして、職業におけるスキルアップに資するような、より高度な内容のものも提供されているところ、個々人それぞれのニーズに応じて必要なリテラシーやスキル等を身に付け、更に伸ばしていけるよう、例えば、①大学等におけるリカレント教育のプログラムの開発・充実を図るとともに、

②知識の習得には MOOC⁸や LMS⁹を活用することなどにより、対面の授業における課題解決に向けた議論等の一層の充実を図ったり、③社会人がより受講しやすい時間帯・期間・授業形態等の工夫を促進することで受講者の負担軽減を図ったりするなどの取組を促進することが重要である。

- さらに、リカレント教育のポータルサイトにおける検索等の利便性の向上や関連サイトとの連携強化を図るほか、大学等が提供するリカレント教育のみならず、公民館等における学習活動との関連や、民間企業等が提供するリカレント教育に関する情報などを含め、必要な情報の発信の更なる充実を図ることが望まれる。また、リカレント教育の推進を図る上では、学習履歴の可視化を図ることも重要であり、その際、オープンバッジなどのデジタル技術を活用することも考えられる。
- 生涯の様々な場面で、リカレント教育を必要とときに受けることができるようにするためには、上記のようなプログラムの充実や情報発信の改善のみならず、リカレント教育を受けやすい職場環境の改善や、リカレント教育で学んだ成果が処遇などにおいて適切に評価されるような経営の促進が図られることが不可欠であり、そのために必要な施策に関して、厚生労働省・経済産業省との連携を進める必要がある。

5) 障害者等の生涯学習の推進

- 障害者の生涯学習の推進を生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付けた上で、障害者の生涯学習推進を担う人材育成・確保や、共生社会についての理解を促進する必要がある。
- 障害者の生涯学習の充実に向けて、①社会教育施設や民間団体における取組を促進するほか、②例えば障害者向けの公開講座や学校教育法第 105 条の規定による「特別の課程」による履修証明制度を利用した学習プログラムの開発をはじめ、通信教育の活用など、大学や専門学校等における学習機会の充実、③特別支援学校での教育課程における生涯学習の意欲向上に向けた取組や卒業後の学びの場の整備状況を踏まえた進路指導の改善・充実など、学びの場・機会の拡充等を推進する必要がある。
- 「当事者中心の生涯学習の視点」と障害に関する基礎的理解に加え、地域資源を調整・活用する能力を備えた障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保のため、地方公共団体の社会教育関係職員や特別支援学校教職員等に対する研修等の充実や、障害者本人が生涯学習の担い手となっていくことを支える仕組みの構築等を推進する必要がある。
- 社会教育施設等における取組の充実を図るとともに、持続可能な体制づくりを進めるため、地域の大学、医療法人、民間団体等関係機関によるコンソーシアムの形成により、地方公共団体が、障害者の生涯学習に係る関係者との連携体制構築を図る取組を推進する必要がある。このような体制によって、地方公共団体が自らの責務として障害者の生涯学習を推進していくことが期待される。その際、専門的な知識に基づいて関係機関の連携構築を担うなど、障害者の生涯学習を支援するコーディネーター的な人材の育成・活用が求められる。
- また、障害者は、学校に通う段階を終えて社会への本格的な参画へと移行する段階で困難に直面することが多いことを踏まえつつ、その円滑化を図る視点も重視する。

⁸ Massive Open Online Course (大規模公開オンライン講座) の略称。

⁹ Learning Management System の略称。

○ 上記の取組をはじめとして、好事例の横展開を図る必要がある。

6) 国・地方公共団体が進めるべき取組

○ 国は、本分科会での議論を踏まえて、次期教育振興基本計画等において、社会教育行政が地域の教育力を高め、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に資する社会的基盤としての役割を果たせるよう、振興方策の全体像を明確化する必要がある。

○ 公民館をはじめとする社会教育施設や、社会教育主事及び社会教育士などの社会教育に関わる人材に関して、誰一人として取り残さない社会的包摂の実現とそれを支える地域づくりとの一体的な推進の役割を果たしていく視点から、これらの施設や人材の役割を明確にする必要がある。

○ 文部科学省においては、関係局課の連携推進を含めた、生涯学習・社会教育の振興体制の強化を図るべきである。また、総務省において地域運営組織、厚生労働省において地域共生社会、農林水産省において農村地域づくり事業体などの取組が進められており、そうした他省庁との連携協力を図ることが求められる。

○ さらに、その周知に当たっては、地方公共団体が地域の実情に応じて施策の優先付けができるよう、施策の具体的なイメージを示すなどの工夫を図ることに配慮する必要がある。

○ 地方公共団体においては、生涯学習・社会教育の担当部局は、「社会的包摂の実現」や「地域コミュニティ構築」に関連する他の行政担当部局やNPO等民間団体との連携・協力を促進すべきことに特に留意すべきである。

○ 都道府県は、域内市町村の実態を把握し、関係部局と連携しつつ、市町村のネットワーク化の支援や研修等を実施することが望まれる。さらに、市町村は、地域の多様なステークホルダーと連携しつつ、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に向けた取組を地域住民の学習活動の支援を通じて推進することが求められる。

○ また、教育委員会は、生涯学習社会の実現に向け、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関する施策を中心として、総合教育会議の場を活用して首長部局との議論を深めるなど、首長部局とも積極的に連携を図る必要がある。